

arc 滋 賀 会 則

(名称)

第1条 本会は、「^{アルク} speed ^{スピード} ^{ランニング} ^{クラブ} ^{イン} ^{シガ} ^{アルク} ^{シガ} (通称:arc滋賀)」と称する

(目的)

第2条 本会は、ランニング活動を通じたふれあいにより、ランニングを継続し走力(走ることを楽しむ力)を養い、四季を楽しみながら心身の健康と体力を維持・増進するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする

(趣旨)

第3条 本会は、歩くスピードからパーソナルベストを目指す走りまで、ビギナー(ファンラン)でもベテラン(シリアス)でも共にランニングのある生活を楽しみ分かち合うことを趣旨とする

(会員)

第4条 本会は、趣旨を理解し、協調し合えることが期待できる者で、本会の名簿に登録された者を会員とする

(役員)

第5条 本会は、以下の役員を置くものとし、その任期は原則として次期改選までの概ね1年とする
但し、再任は妨げない

会長 1名

副会長 2名

会計 2名程度

総務 2名程度

会長補佐 若干名 (会長が必要と認める1年以内の期間を任期とする)

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする

会長 本会を代表し会務を統括する

副会長 会長を補佐する

会長が不在の場合、仕事を代行する

会計 本会の会計業務に任ずる

総務 本会の運営に関する諸事を行なう

また会員の情報伝達手段の管理を行なう

会長補佐 会長の要請により、特定の会務に関して会長を補佐する

(役員を選出)

第7条 役員は、立候補もしくは会員による推薦を得た会員で、総会において承認された者とする
但し、会長補佐においてはこれによらず、必要により会長が任命できるものとする

(会議)

第8条 本会の会議は、次の通りとする

- 通常総会 原則として毎年6月に会長が召集して開催
- 役員会 必要に応じて会長が内容に応じた役員を召集して開催
- 臨時総会 以下の場合に開催する
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 多数の会員から請求があった場合

(議事)

第9条 通常総会および臨時総会は、原則として会長を議長とし議事の進行をはかり、出席する会員(委任状を含む)とともに議決を行うものとする

(議決事項)

第10条 総会において協議または議決すべき事項は、次の通りとする

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 事業報告及び事業計画に関する事
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事
- (4) 役員を選出
- (5) その他本会の運営についての重要な事項

2 役員会において協議または議決すべき事項は、次の通りとする

- (1) 前項各号を除く本会の運営に係る事項
- (2) その他調整を要する事項

(運営経費)

第11条 本会の運営経費は、入会費・年会費・練習会参加費・会議参加費・寄付金・補助金・その他の収入をもって充てる

(会費)

第12条 本会の会費は、以下の通りとする

- (1) 入会費 0円
- (2) 年会費 1,000円

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日をもって終わる

(会計報告)

第14条 会計は、年度末において決算を行い、原則として通常総会において報告する

(入会)

第15条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出する

会長は、必要により役員に意見を求め、審査・承認を経た後、ホームページ「会員名簿」への登録を経て入会とする

(退会)

第16条 会員の退会は、次の場合とする

- (1) 会員本人から申し入れがあった時
- (2) 会員が死亡した場合
- (3) 会員が年会費を納入しなかった場合または会員を継続する意思を示さない場合で会長が退会を妥当と判断した時
- (4) 会員が本会の会員または他の者に著しい迷惑を及ぼすなどの理由により、役員会において退会を妥当と判断した場合

(練習会)

第17条 本会の練習会は、次の通りとする

- (1) 会長または役員が企画する練習会
- (2) 会員が自主的に企画する練習会で会長が実施を認めるもの
- (3) 国内で実施されるマラソン大会または陸上競技会等で、会長が練習会として参加を認めるもの

(事務局)

第18条 本会の事務局は、会長宅に置くものとする

(会則の改廃)

第19条 本会則の改廃は、総会の議決を経るものとする

(その他)

第20条 本会での練習会等の活動中における怪我・事故等のトラブルは自己責任とする

第21条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、会員相互の協議により定めるものとする

附則

1. 本会則は、平成 22 年 6 月 12 日から施行する

附則

1. 本会則(第15条を一部改正)は、平成 25 年 6 月 29 日から施行する

附則

1. 本会則(第5条を一部改正、第20条に追加、旧第20条を第21条に繰り下げ)は、平成 26 年 6 月 28 日から施行する

附則

1. 本会則(第12条第2号を改正、第16条第3号を一部改正)は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する
2. 本会則(第8条(役員会)を一部改正、第10条に第2項を追加、第12条第3号及び第4号を削除)は、平成 27 年 6 月 27 日から施行する

附則

1. 本会則(第2条を改正)は、平成 30 年 6 月 30 日から施行する